

## 地域資源を活用した都市農村交流への取り組みに関する協定書

天龍村（以下、甲という）と、東京都文京区を拠点に東京圏の住民や学生との連携企画・コーディネートに強みを持つボノ株式会社（以下、乙という）は、地域資源を活用した都市農村交流の実施について、以下の通り合意する。

### 第1条（目的）

本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域課題の解決及び地域活性化、並びに都市農村交流の充実を図り、持続可能な地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。具体的には、天龍村が策定する各種戦略等、及び、持続可能な開発目標（SDGs）への達成を目指す活動を推進することを目的とする。

### 第2条（連携協定内容）

甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （1）東京圏の生活者をつなぐ都市農村交流の推進に関する事項
- （2）地域資源や地域産業を活用した特産品などの地域ブランドづくりに関する事項
- （3）持続可能なむらづくりを推進する人材育成に関する事項
- （4）安心・安全なむらづくりに関する事項
- （5）天龍村の東京圏におけるプロモーション、地域産品の販路拡大に関する事項
- （6）地域課題解決による地域振興・地方創生への貢献及び調査研究に関する事項
- （7）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要となる事項

### 第3条（個別の協議）

甲と乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときには、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事柄について協議の上、別途取り決めるものとする。

### 第4条（協定期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### 第5条（信義誠実の尊重）

甲と乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

### 第6条（守秘義務）

甲と乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### 第7条（雑則）

本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）8月3日

甲：長野県下伊那郡天龍村平岡878番地

天龍村

天龍村長 永嶺 誠一



乙：東京都文京区関口1丁目29番地6号、1F

ボノ株式会社

代表取締役 横山 貴敏

